

---

---

# 第6期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画 第2期障害児福祉計画 概 要

---

---

\*\*\*\*\*  
計画書は、長岡市ホームページからもご覧いただけます。

URL <http://www.city.nagaoka.niigata.jp/>

\*\*\*\*\*

## 第6期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画 第2期障害児福祉計画 概 要

【発行】 長岡市福祉保健部福祉総務課  
【住所】 〒940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10  
【電話】 (0258) 39-2371 (福祉総務課直通)  
【FAX】 (0258) 39-2275  
【電子メール】 [fukushi@city.nagaoka.lg.jp](mailto:fukushi@city.nagaoka.lg.jp)

令和3年3月  
長 岡 市

## 策定の趣旨

長岡市は、平成9年3月に県内で初めて、障害者基本法に定める市町村障害者計画として「長岡市障害者基本計画」を策定し、平成19年3月には、市町村障害福祉計画と「長岡市障害者基本計画」を一体的にまとめた「第1期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」を策定しました。平成30年3月には、改正児童福祉法の施行を受け、「第1期障害児福祉計画」を「第5期障害者基本計画・障害福祉計画」と一体的に策定しました。

長岡市においては、人口の減少が続いている一方で、障害者数は緩やかに増加している状況が続いています。老年人口が一貫して増加を続けている中において、障害のある人やその家族の高齢化や、「親なき後」を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築が求められています。

また、障害のある人への支援については、難病や発達障害、高次脳機能障害など対象者の幅も広く、専門性を備えた支援者が必要とされているほか、障害のある人やその家族による相談も複合化・多様化していることから、介護分野などを含めた関係機関の連携・協力による包括的な相談対応や、日常生活や社会生活全般にわたるきめ細かな支援が求められています。

障害児については、健やかな育成のために障害種別にかかわらず発達支援をすることが必要です。障害の疑いがある段階から身近な地域で支援ができるように、地域の母子保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障害児その家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで切れ目の無い一貫した支援を提供する地域支援体制の構築が求められています。

「第6期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」は、子どもから大人まで一貫した支援の推進を共通の視点として各施策を推進するとともに、第6期障害福祉計画では、国が示す基本指針や、第5期計画の数値目標に対する進捗状況、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、令和5年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込み量を設定しました。また、「第2期障害児福祉計画」においても、障害児支援における各数値目標や、障害福祉サービス等の見込み量を定めました。この計画に基づき、長岡市における障害者施策の一層の充実に取り組みます。

## 計画の基本理念

この計画では、「誰もが健やかで元気に、安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指すことを基本理念とします。

## 障害児福祉サービス（障害児福祉計画）

障害児福祉計画には、国の基本指針に基づき、地域の実情や実績を踏まえ、令和5年度を目標年度とした数値目標、各年度におけるサービス見込量及び見込量を確保するための方策を盛り込んでいます。

区 分	令和5年度末目標値	目標達成の基本的方向
児童発達支援センターの設置	3か所	すでに必要なサービス量を提供する体制を整備しており、引き続き体制の維持に努めます。
保育所等訪問支援の提供体制	1か所	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保	各2か所	

区 分	令和5年度末目標	目標達成の基本的方向
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	協議の場を設置	令和5年度まで、引き続き協議の場を設けることにより、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を含めた体制づくりについて検討していきます。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	コーディネーターを配置	

## 障害福祉サービス等の提供基盤の整備（障害福祉計画）

障害福祉計画には、国の基本指針のほか、地域の実情や第5期計画の実績を踏まえ、令和5年度を目標年度とした数値目標、各年度におけるサービス見込量及び見込量を確保するための方策を盛り込んでいます。

区 分		基準値	令和5年度目標値	
福祉施設の入所者の地域生活への移行	入所者減少見込数	令和元年度末の福祉施設入所者 304人	5人減少	1.6%
	地域生活移行者数		19人	6.3%
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		—	保健・医療・福祉関係者による協議の場での議論を本格化し、精神障害のある人が暮らしやすくなる仕組みを構築	
地域生活支援拠点等の整備・機能の充実		—	障害のある人が地域で安心して生活できるようにするため、障害の重度化、障害のある人やその家族の高齢化や親なき後の支援を見据え、地域の関係機関の連携のもとで、地域全体で支える体制づくりを推進	
福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設から一般就労への移行者数	令和元年度の一般就労移行者数 27人	36人	1.3倍
	就労定着支援事業の利用者数	—	13人 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、7割以上の利用	
	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	—	6事業所 就労定着支援事業サービス提供事業所について、全体の7割以上	
相談支援体制の充実・強化等	障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員参加人数	—	年2名以上の参加を基本とする	
	障害者自立支援審査支払システム審査結果の事業所等との共有実施回数	—	年1回以上を基本とする	

## 計画の法的な位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画である「長岡市障害者基本計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項に定める市町村障害福祉計画である「長岡市障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に定める市町村障害児福祉計画である「長岡市障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

## 計画期間

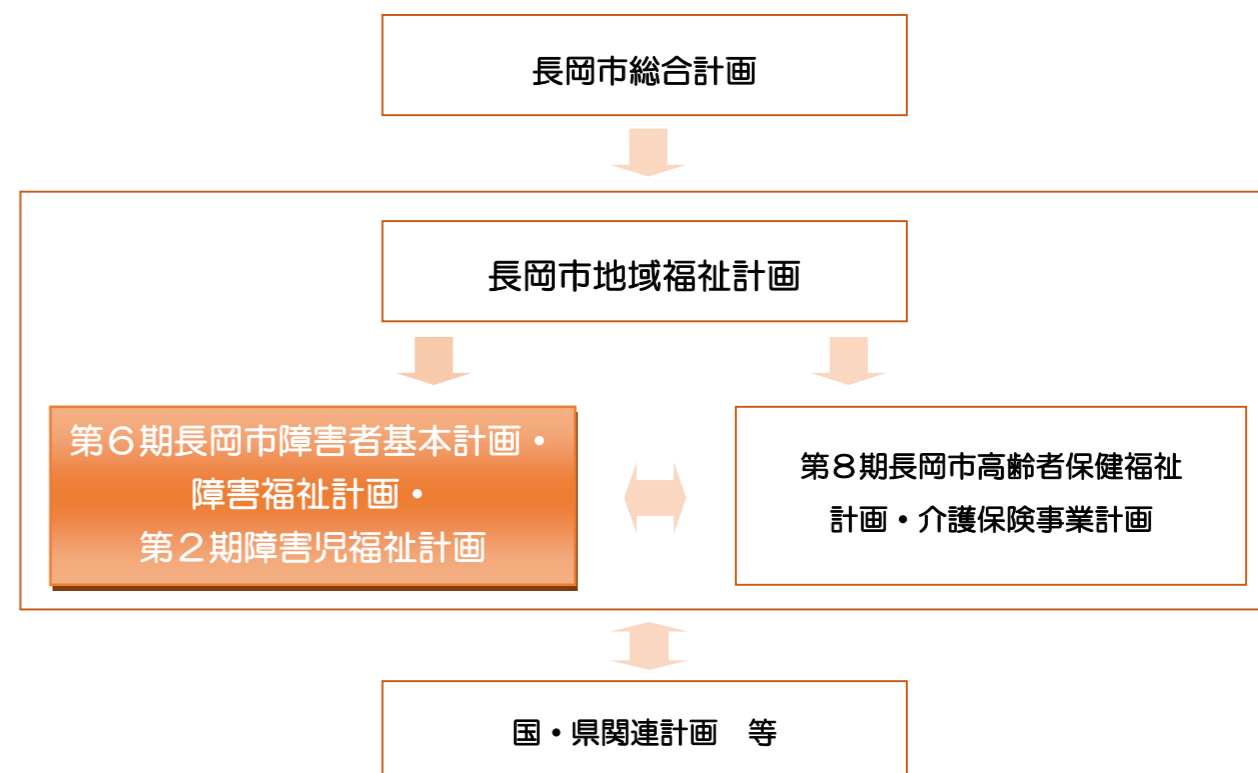
計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とし、令和5年度に次期計画を策定します。

## 計画の推進体制

この計画の推進にあたり、「長岡市障害者施策推進協議会」において進捗管理を行うとともに、新潟県や障害保健福祉圏域（中越圏域）などの関係機関との連携を図りながら、効果的に事業を実施していきます。

## 他の計画との関係

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画である「長岡市地域福祉計画」を上位計画と位置付けます。また、長岡市のまちづくりの基本となる「長岡市総合計画」をはじめ、「長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「長岡市子育て・育ち“あい”プラン」等の各計画との整合性を図っています。



共通の視点	施策の柱	施策項目	概要
子どもから大人まで一貫した支援の推進	差別解消に向けた相互理解への取り組み	(1) ともしび運動 (2) 障害と障害のある人に対する理解の普及啓発 (3) 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立や社会参加に関わるあらゆる場面で、障害を理由とする差別が生じることなく個人が守られるよう、障害者理解促進講座などを開催するとともに、啓発広報に努めます。</li> <li>幼少期から障害者福祉に対する理解が深められ、習得が図られるよう、福祉教育を充実させます。</li> </ul>
	保健・医療の充実	(1) 早期の発見 (2) 医療・リハビリテーションの充実 (3) 保健活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害の早期発見、医療・リハビリテーションの充実及び予防活動のため、医療機関をはじめとする関係機関と連携を図りながら、相談体制や必要なサービス等の整備を促進します。</li> </ul>
	療育・教育の充実	(1) 早期相談・療育施策の充実 (2) 教育施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な支援が必要な子どもに対する早期療育や教育に努めるとともに、能力や適性等に応じた適切な支援体制の充実を図ります。</li> <li>成長過程で支援が途切れないよう、関係機関と連携し、きめ細かなサポートを行います。</li> </ul>
	雇用促進と就労支援	(1) 雇用・就労施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人がその能力と適性に応じて就労することは、障害のある人の地域社会における自立と社会参加を促進するうえで最も重要なことのひとつです。障害のある人の一般就労の促進を図るため、雇用者側・利用者側双方の視点から分析した、様々な雇用支援施策を展開していきます。</li> </ul>
	地域生活のための体制の充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 経済的な支援 (4) 地域福祉の推進 (5) ボランティア活動等の推進 (6) 情報提供と意思疎通支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の障害の状態に応じたサービスを提供し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談窓口の充実や支援体制の強化を図ります。</li> <li>必要な障害福祉サービスの確保や地域で支える体制の構築に努めます。</li> </ul>
	余暇活動の充実	(1) スポーツ・レクリエーションの振興 (2) 文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人の生活を豊かにし、生きがいと活力を与えるため、パラスポーツや文化活動の普及・推進を図ります。</li> <li>障害のある人の活動の成果を発表する場や、スポーツ大会に参加可能な選手の育成を図ります。</li> </ul>
	住みよい生活環境の整備	(1) 公共施設等の整備 (2) 住宅環境の整備 (3) 公共交通対策の推進 (4) 防災・防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人の社会生活を円滑にするために、外出の支援や移動手段の確保に努めるとともに、必要な環境整備を行います。</li> <li>住み慣れた住居で安心して自立した生活が送れるよう、住環境の整備を図ります。</li> <li>災害時、障害のある人等の要配慮者が安心して避難できるよう、良好な避難所環境のより一層の確保に努めます。</li> </ul>